

苅田町中小企業振興資金融資制度のご案内

(融資申込みに際しての留意事項)



■融資を受けられる資格

次のすべてに該当する中小企業者

- 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者である方
- 町内に住所又は事業所を有し、引き続き6か月以上同一事業を営んでいる方
- 納期の到来している町税を完納している方

■融資の条件

融資の用途	運転資金及び設備資金
融資限度額	1事業者につき500万円以内
融資期間	運転資金：5年以内、設備資金：7年以内
返済方法	毎月償還 ※6か月以内の元金据置期間を置くことが可能
融資利率	年1.30% ※女性が働きやすい環境を整備する為の融資利率は、通常の融資利率よりも0.10%下げる
担保	必要に応じ徴する
保証	原則として法人は代表者、個人事業主は不要
信用保証	福岡県信用保証協会の信用保証に付することが必要
保証料率	事業者の経営状況等に応じ、福岡県信用保証協会において定める率

■融資の申込

借入申込書に必要事項を記入し、以下の必要書類を添付して、苅田商工会議所に提出してください。(借入申込書は、苅田商工会議所に用意しています。)

- ① 町民税、固定資産税、国民健康保険税の納税証明書各1通
- ② 最近の決算書2期分及び法人にあっては登記簿謄本1通
- ③ 設備資金の場合は、見積書1部
- ④ その他必要と認められるもの

※ 融資の決定に当たり、金融機関において他の書類の提出が必要な場合があります。

